

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

群馬国民年金 事案 556（事案 179 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から40年4月まで

申立期間当時、私は失業中で、金銭を管理していた父が、私、両親、の国民年金保険料を集金に来る婦人会の役員に納付していた。両親が、納付済みとされていて、私だけ未納であることに納得できない。申立期間について、国民年金に加入し、保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の国民年金保険料を納付したとする関連資料が無いこと、申立人が国民年金に加入していた形跡はうかがえないこと、及び申立人自身が国民年金の加入手続きに関与していないため、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料の納付を示す新たな情報として、申立期間当時、その父親が、申立人とその父親自身及び母親の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、事実、申立人の両親の保険料は納付済みとされている。

また、申立人及びその母親の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月に連番で払い出されており、同年4月の国民年金制度発足当時から保険料を納付している上、その両親は、申立人の申立期間を含めて加入期間すべての保険料を納付していることから、国民年金制度に関する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、「家族内の生活状況に特段の変化も無かった。父は非常に厳格な人で税金等納付すべきものはきちんと納付していた」と申述して

いるところ、その妻も同様の申述をしており、申立期間の8か月という短期間に係る国民年金の加入手続が行われず未加入とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年9月1日から同年9月14日までの期間において、A社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同社における申立人の資格取得日に係る記録を同年9月1日、資格喪失日を同年9月14日とし、当該期間に係る標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年4月から29年まで

社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答をもらった。同社へは中学校卒業後に公共職業安定所の紹介で入り、昭和28年4月から29年まで住み込みで働いていたので、その期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立人の申述及び厚生年金保険記録の確認できる同僚の証言から、申立期間当時において、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の旧姓である「B. C」と同姓同名の者(ただし、生年月日の月日は相違。)の資格取得日が昭和28年9月1日、資格喪失日は同年9月14日と記録されていることが確認できるところ、申立人は「私には生年月日が二つあった。当時は昭和12年*月*日を使っていたが、後年になって昭和12年*月*日が正式であることを知って驚いた経緯がある」と申述しており、事実、申立期間後に勤務した厚生年金保険記録が確認できる事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の生年月日は12年*月*日と記録されている上、氏名に関しても28年*月*日にB姓からD姓に変更されたことが戸籍上で確認できる。

さらに、A社に同時期に就職した同年齢で同じ中学校出身の同僚は「B.

Cとは、一緒にA社に入社した。私は、5、6年間同社に勤めた後、独立した。彼は会社には1年もいなかったと思う。いつのまにか、会社を辞めた。彼はボクシングが好きだった。同期の中でもう一人Bという姓の者がいたが、彼の名はCではなかった」と証言しているところ、申立人も当該同僚のことを、中学校の同窓生及び同社の同期生として明確に記憶している上、ボクシングもやっていた旨を申述しており、両者の証言が符合しているとともに、前述の当該被保険者記録は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、当該記録は申立人の記録であると認められる。

一方、申立期間のうち、昭和28年4月から同年9月1日までの期間及び同年9月14日から29年までの期間について、当該事業所の同僚は「私の資格取得日は昭和28年9月1日となっている。約半年間の試用期間があったのだと思う」と証言していることから、申立期間当時、事業主はすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえず、また、同僚による申立人の同事業所における退職日の証言も得られないことから、申立人が、当該期間において、同事業所に勤務していたことを推認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和28年9月1日、資格喪失日は同年9月14日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における当該未統合記録から5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、A社（現在は、B社）に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同社における申立人の資格取得日に係る記録を昭和60年7月22日、資格喪失日を同年8月6日とし、申立期間に係る標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月22日から同年8月6日まで
申立期間はA社に勤務しており、申立期間について、厚生年金基金に加入記録があるにもかかわらず、厚生年金保険には無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会が保管する、C厚生年金基金から引き継いだ申立人に係る厚生年金基金加入員台帳において、申立人の加入員資格取得年月日が昭和60年7月22日、同資格喪失年月日が同年8月6日と記録されていることが確認できる。

また、当該事業所の元事務担当者に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得届は複写式の様式を使用しており、同一内容の書類を社会保険事務所（当時）にも提出していた」との回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和60年7月22日、資格喪失日は同年8月6日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金基金加入員台帳の記録から18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格喪失日に係る記録を昭和50年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月21日から同年12月21日まで
昭和50年9月21日付け異動辞令を受けたが、家庭内の事情により異動を延期してもらった。実質的に異動したのは同年12月21日であった。この間も通常勤務し、給与も変わらずもらっていたので保険料も引かれていたと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社Cセンターから提供された従業員詳細情報及び健康保険組合からの回答並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社及び同社の関連会社に継続して勤務（昭和50年12月21日にA社B部からD社へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B部における昭和50年8月の社会保険事務所（当時）の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、

事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から同年11月まで

年金手帳の統合の際、国民年金に未納がある場合はその際に納めれば大丈夫である旨の連絡があり、その後、国民年金保険料を納付した。その際の証拠となるものは無いが、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、年金手帳の統合の後、国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号が払い出されたのは昭和62年3月であり、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情はうかがえない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月ごろから28年4月ごろまで
昭和24年5月ごろから4年ほどAに勤務していたが、社会保険事務所（当時）に記録の照会をしたところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと申述しているBにあったAは、申立人が同社の所在、事業主及び同僚の氏名等を明確に記憶していない上、申立期間において、その名称で厚生年金保険の適用事業所として確認することができないが、オンライン記録において、同社と名称が類似する適用事業所がB内に複数存在するため、各事業所の申立期間に加入記録が確認できる従業員に照会したところ、「A社」で勤務していた従業員数名が記憶する事業内容及び取引先等が申立人の申述内容と一致していることから、申立人は「A社」に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、「A社」に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらず、申立期間に勤務していた複数の従業員が申立人を記憶していない上、同社は既に閉鎖しており、事業主及び役員の連絡先が不明であるため証言を得られないことから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 15 日まで
昭和 18 年から終戦までの期間、A社B所に勤めていた。19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 15 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 18 年にA社B所に徴用され、20 年 8 月の終戦まで勤務していたと申述しているが、地元から同時期に徴用された同僚についての記憶が無いことから申立期間における勤務実態を推認することができない。

また、当該事業所は既に閉鎖されており、当時の事業主は死亡していることから関連資料が得られず、申立期間当時における徴用工等に係る雇用条件を確認できない。

さらに、申立人は「A社には、父、義姉、妹も勤務していた」と申述しているが、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、付属のC病院に勤務した妹の氏名があるものの、申立人同様工場勤務であった父及び義姉の氏名も見当たらないことから、同事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 31 日から 21 年 9 月 30 日まで
昭和 20 年 12 月 31 日付けでA社(現在は、B社)から「主事補を命
ず」との辞令を受け、21 年 9 月 30 日まで勤務していたのは事実である
ので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め
てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは、申立人が保有している同社交付の人事発令書から推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間を含む昭和 19 年 10 月 2 日から 23 年 4 月 30 日までの間において、厚生年金保険の被保険者資格を新たに取得した者は確認できないところ、申立人が挙げている複数の同僚についても、その被保険者資格取得日は 19 年 10 月 1 日若しくは 23 年 5 月 1 日以降となっており、同年 5 月 1 日に被保険者資格を取得した 17 人のうち証言が得られた 2 人が、同日より前から同事業所に勤務していたと申述していることを踏まえると、同事業所の事業主は、申立人の退職後である同年 5 月 1 日時点において在籍していた職員をまとめて同日に厚生年金保険の被保険者とした事情がうかがえる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A社は既に解散しており、後継事業所にも関連資料等が残されていないことから確認できないほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。